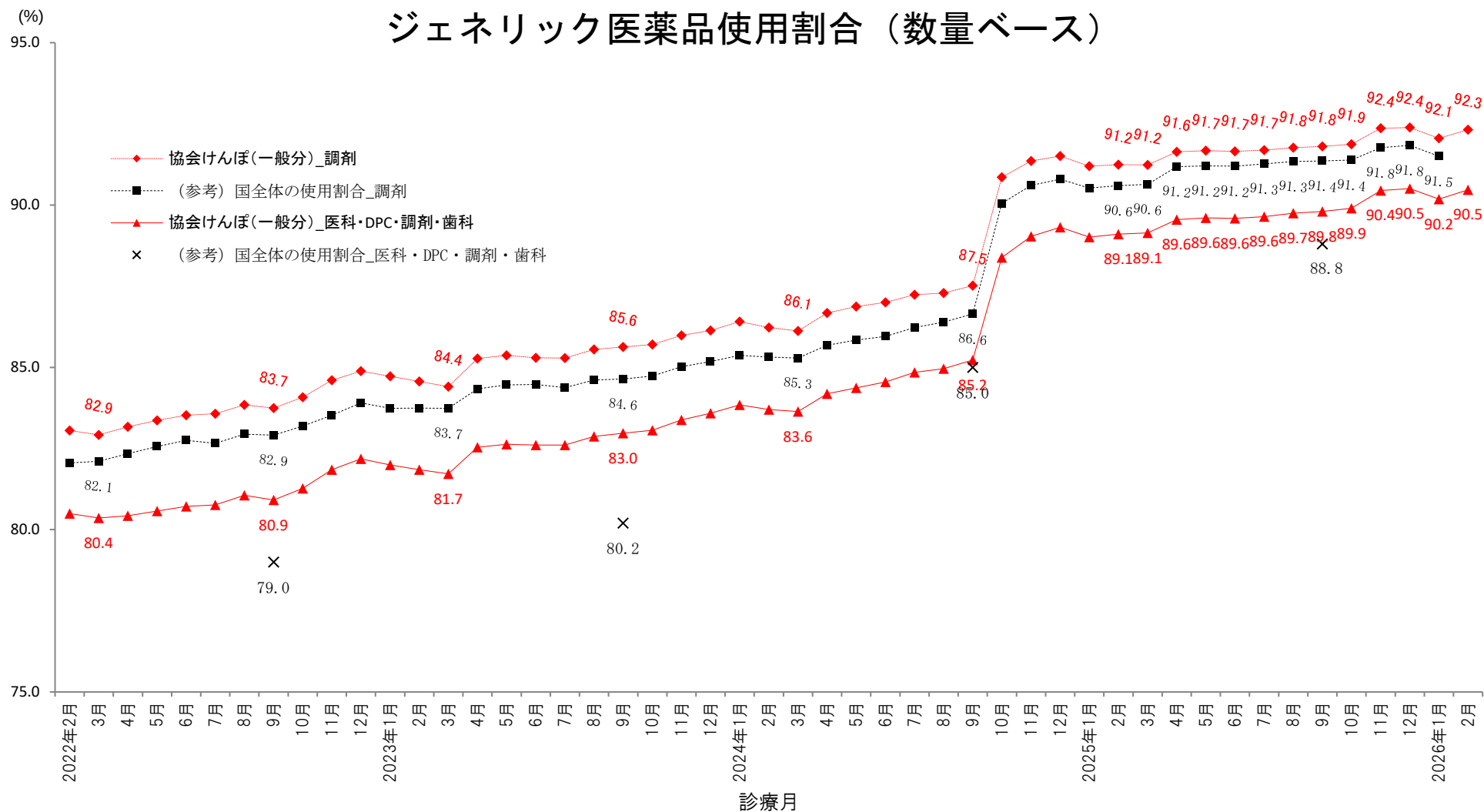


ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）



注1. 協会けんぽ(一般分)の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。(ただし、電子レセプトに限る。)

なお、DPCレセプトについては、2025年9月診療分までは出来高払い部分および包括払い部分が集計対象であり、2025年10月診療分からは出来高払い部分のみが集計対象である。

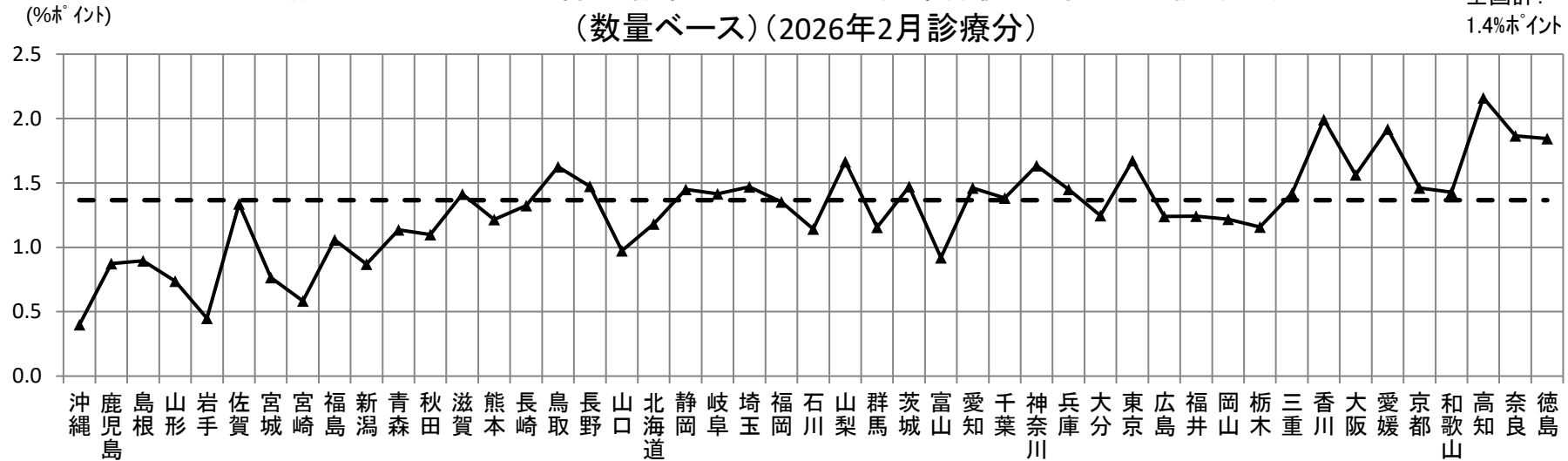
注2. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。

注3. $\text{数量} = \frac{\text{後発医薬品の数量}}{(\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量})}$ で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

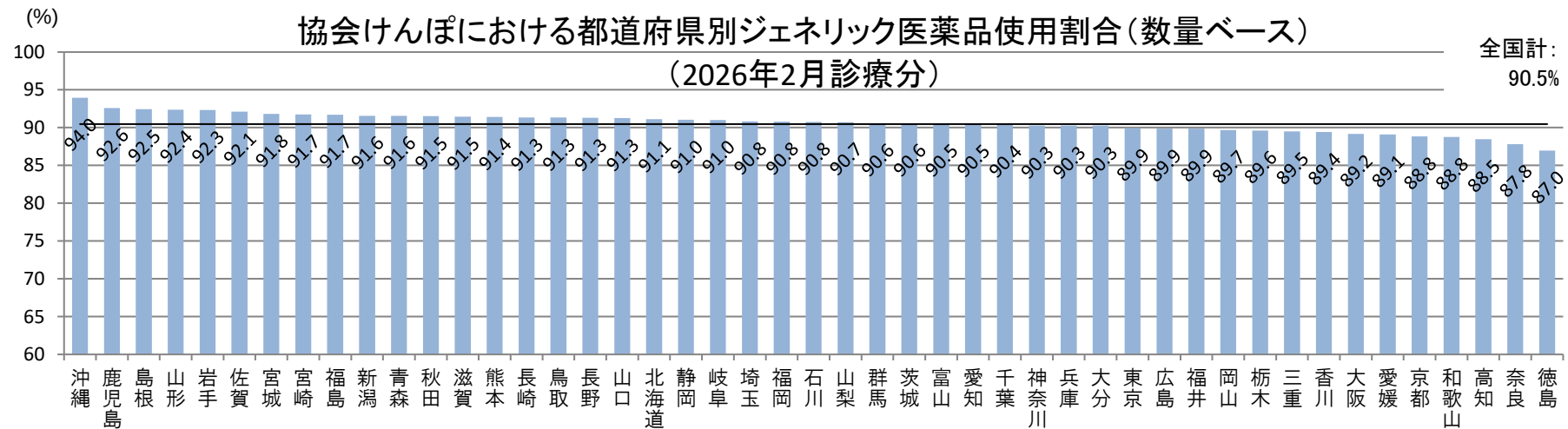
注4. 「国全体の使用割合_調剤」は「調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省)、「国全体の使用割合_医科・DPC・調剤・歯科」は「医薬品価格調査」(厚生労働省)による。

注5. 後発医薬品の収載月には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、後発医薬品割合が低くなる可能性がある。

協会けんぽにおける都道府県別ジェネリック医薬品使用割合の対前年同月差
(数量ベース)(2026年2月診療分)



協会けんぽにおける都道府県別ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)
(2026年2月診療分)



注1. 協会けんぽ(一般分)の内科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。(ただし、電子レセプトに限る。)

なお、DPCレセプトについては、2025年9月診療分までは出来高払い部分および包括払い部分が集計対象であり、2025年10月診療分からは出来高払い部分のみが集計対象である。

注2. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。

注3. 都道府県は、加入者が適用されている事業所所在地別に集計したものである。

注4. $[\text{後発医薬品の数量}] / ([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])$ で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。